

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年4月1日

月 曜 日

号 外(3)

## 目 次

### 規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第22号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第35条中「第 125条第 1 項」を「第 138条の10第 1 項」に改める。

第52条の見出し及び同条の表以外の部分中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条の表の(1)の項中「第 123条第 2 項」を「第 138条の 7 第 2 項」に、「自動車取得税修正申告書」を「自動車税（環境性能割）修正申告書」に改め、同表の(2)の項中「第 125条第 2 項」を「第 164条第 2 項」に、「自動車取得税徴収猶予申告書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書」に改め、同表の(3)の項中「第 125条第 5 項」を「第 164条第 5 項」に、「自動車取得税徴収猶予決定通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予決定通知書」に改め、同表の(4)の項中「第 125条第 5 項」を「第 164条第 5 項」に、「自動車取得税徴収猶予不承認通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予不承認通知書」に改め、同表の(5)の項中「第 125条第 5 項」を「第 164条第 5 項」に、「自動車取得税徴収猶予取消通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書」に改め、同表の(6)の項中「第 125条第 6 項」を「第 164条第 6 項」に、「自動車取得

税還付申請書」を「自動車税（環境性能割）還付申請書」に改め、同表の(7)の項中「第126条第1項」を「第165条第1項」に、「自動車取得税免除承認申請書」を「自動車税（環境性能割）免除承認申請書」に改め、同表の(8)の項中「第129条第4項、第132条第5項又は第133条第4項」を「第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項」に、「自動車取得税・更正・決定・加算金決定通知書」を「自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」に改める。

第53条及び第56条中「第123条第2項」を「第138条の7第2項」に改める。

第57条第1項中「自動車取得税額及び自動車税額の」を削る。

第59条第1項の表中「100分の1.62」を「100分の1.65」に、「100分の1.08」を「100分の1.10」に、「100分の0.54」を「100分の0.55」に、「100分の0.324」を「100分の0.33」に改める。

第62条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条中「第125条第1項」を「第164条第1項」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、「自動車取得税免除決定通知書」を「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」に改める。

第63条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条中「第126条第1項」を「第165条第1項」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、「自動車取得税免除決定通知書」を「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」に改める。

第64条の見出し中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第125条第1項第3号」を「第138条の10第1項第3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第125条第3項」を「第138条の10第3項」に改める。

第65条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条各号列記以外の部分中「第125条」を「第138条の10」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条第1号中「第125条第1項第1号、第2号又は第4号」を「第138条の10第1項第1号、第2号又は第4号」に、「取得税額」を「環境性能割額」に改め、同条第2号中「第125条第1項第3号」を「第138条の10第1項第3号」に改め、同条第3号中「第125条第1項第5号」を

「第 138 条の10第 1 項第 5 号」に改める。

第66条（見出しを含む。）中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

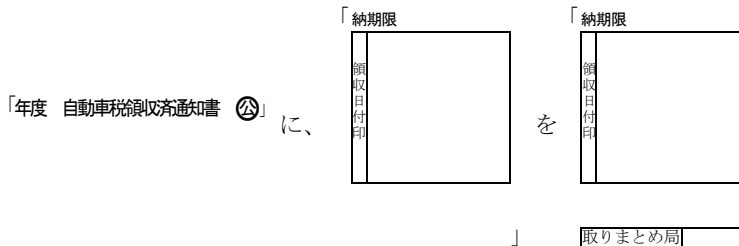
第76条の見出し及び同条の表以外の部分中「自動車税」を「自動車種別割」に改め、同条の表の(1)の項中「第 151 条第 2 項」を「第 177 条の11第 2 項」に改め、同表の(3)の項中「自動車税減免事由消滅申告書」を「自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」に改め、同表の(4)の項中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

第77条の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条第 1 項中「道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第 7 条、第12条又は第13条の規定による登録」を「道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第 7 条第 1 項の規定による新規登録又は同法第12条第 1 項に規定する変更登録若しくは移転登録」に改め、同条第 4 項中「自動車税課税免除事由消滅申告書」を「自動車税（種別割）課税免除事由消滅申告書」に改める。

第78条の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第79条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条第 1 号ア中「第 151 条第 1 項」を「第 177 条の11第 1 項」に、「第 150 条第 2 項」を「第 177 条の10第 2 項」に改め、同号ア(イ)中「第 150 条第 2 項」を「第 177 条の10第 2 項」に改め、同号イ中「第 151 条第 3 項」を「第 177 条の11第 3 項」に、「第 150 条第 2 項」を「第 177 条の10第 2 項」に改め、同号イ(イ)中「第 150 条第 2 項」を「第 177 条の10第 2 項」に改める。

第12号様式(3)の(表)中「年度 自動車税領収済通知書」を



に、「受領証（金融機関控）」を「受領証（金融機関控）(公)」に、

「年度 自動車税督促状・納付書兼領収証書」を

「年度 自動車税督促状・納付書兼領収証書 ㊦」に改める。

口座番号		加入者名	
------	--	------	--

第46号様式中「事務所長 殿」を  
(富山県知事)

「富山県総合県税事務所長 殿」に、  
(富山県知事)

「2 個人事業税、自動車取得税、軽油引取税及び鉦区税の減免申請については、個人番号（法人番号）の記入は必要ありません。」を

3 自動車税の減免申請については、自動車税の年税額に対する減免申請の場合のみ、個人（法人番号）を記入してください。」

「2 個人事業税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び鉦区税の減免申請については、個人番号（法人番号）の記入は必要ありません。」に改める。

3 自動車税種別割の減免申請については、自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合のみ、個人（法人番号）を記入してください。

4 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「県税減免申請書」は、「減免申請書」と読み替えるものとします。」

第47号様式の2(1)中「自動車税・自動車取得税減免申請書」を「自動車税（環

境性能割・種別割）減免申請書」に、

個人番号 (自動車税の年税額に対する減免申請の場合のみ記入してください。)
--

を

「個人番号  
(自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合のみ記入してください。)」に、

「第 146条の 2 第 2 項（第 125条第 2 項）」を「第 138条の10第 2 項（第 146条

の 2 第 2 項）」に、

自動車税額	円
自動車取得税額	円

を

自動車税種別割額	円
自動車税環境性能割額	円

に、

「備考 「※処理事項」欄は、記載しないでください。」

を

「備考

1 「※処理事項」欄は、記載しないでください。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割・種別割）減免申請書」とあるのは「軽自動車税環境性能割減免申請書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得年月日」と、「初度登録年月日」とあるのは「初度検査年月日」と、「自動車税環境性能割額」とあるのは「軽自動車税環境性能割額」とそれぞれ読み替えるものとします。

に改める。

第47号様式の2(2)中「（第33条、第60条の2関係）」を「（第33条、第77条関係）」に、

自動車税 課税免除承認 減 免 申請書 自動車取得税 減 免			
富山県 県税事務所長 殿			年 月 日
住 所 (所在地) 申 請 者 氏 名 (納税義務者) (名 称) 電話番号 ※個人番号 (法人番号)			印
第 138条第 項 富山県税条例第 146条の2 第2項の規定により、 第 125条第2項			自動車税の課税免除の承認 自動車税の減免 自動車取得税の減免 を次のと
おり申請します。			
申請 内容	自動車税	課税免除 減 免	富山県税条例第 138条第 項 富山県税条例第 146条の2 第2項
	自動車取得税	減 免	富山県税条例第 125条第2項

を

自動車税（環境性能割）減 免 課税免除承認 申請書 自動車税（種 別 割）減 免			
富山県総合県税事務所長 殿			年 月 日
住 所 (所在地) 申 請 者 氏 名 (納税義務者) (名 称)			印

		電話番号 ※個人番号 (法人番号)
第 138条の10第 2 項 富山県税条例第 138条第 2 項 第 146条の 2 第 2 項		自動車税環境性能割の減免 の規定により、自動車税種別割の課税免除の承認を 自動車税種別割の減免
次のとおり申請します。		
申請 内容	自動車税環境性能割	減 免
	自動車税種別割	課税免除 減 免

に、

自動車税	を	に、
自動車取得税		

自動車税環境性能割  
自動車税種別割

期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

を

期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

に、

「 1 「※個人番号（法人番号）」は、自動車税の年税額に対する減免申請の場合のみ記入してください。」

を

「 1 「※個人番号（法人番号）」は、自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合のみ記入してください。」

に、

「 5 課税免除・減免の要件に該当することを証明する書類を添付してください。」

を

「 5 課税免除・減免の要件に該当することを証明する書類を添付してください。  
6 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、  
第 138条の10第 2 項 自動車税環境性能割の減免  
富山県税条例第 138条第 2 項 の規定により、自動車税種別割の課税免除の承認を  
第 146条の 2 第 2 項 自動車税種別割の減免  
とあるのは「定置場所在市町村の規定により」と、「登録番号」とあるのは

「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得年月日」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」とそれぞれ読み替えるものとします。

に改める。

第49号様式(3)中

「		課税免除の承認	
	自動車税	減	免 決定通知書
			を
	自動車取得税	減	免
」			」

「		減	免	
	自動車税（環境性能割）			
			課税免除の承認 決定通知書	に、
	自動車税（種別割）	減	免	
」				」

「富山県 県税事務所長 図」を「富山県総合県税事務所長 図」に、

「	自動車税の課税免除の承認	
	次のとおり 自動車税の減免	を決定しましたから通知します。
	自動車取得税の減免	
」		」

「	自動車税環境性能割の減免	
	次のとおり 自動車税種別割の課税免除の承認	を決定しましたから通知します。
	自動車税種別割の減免	
」		」

自動車税	を	自動車税環境性能割	に、
-----		-----	
自動車取得税		自動車税種別割	
自動車税の減免の期間		自動車税種別割の減免の期間	

「 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

を

3	<p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」とそれぞれ読み替えるものとします。</p>
---	---

に改める。

第49号様式(4)中「、自動車取得税」を「(環境性能割・種別割)」に、「富山県 県税事務所長」を「富山県総合県税事務所長」に、

「自 動 車 税 円 を  
自 動 車 取 得 税 円」

「自動車税環境性能割 円 に、  
自動車税種別割 円」

「第 146 条の 2 及び第 125 条」を「第 138 条の 10 及び第 146 条の 2」に、

「 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「県税減免決定通知書」とあるのは「減免決定通知書」と、「自動車税(環境性能割・種別割)」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「富山県税条例第 138 条の 10 及び第 146 条の 2」とあるのは「定置場所在市町村」とそれぞれ読み替えるものとします。

に改める。

第49号様式の 2(2)中

「 自 動 車 税 課 税 免 除 の 承 認  
減 免 申 請 不 承 認 通 知 書  
自 動 車 取 得 税 減 免 」

を

「 自 動 車 税 ( 環 境 性 能 割 ) 減 免  
課 税 免 除 の 承 認 申 請 不 承 認 通 知 書  
自 動 車 税 ( 種 別 割 ) 減 免 」

に、

「 自 動 車 税 の 課 税 免 除 の 承 認  
次 の と お り 自 動 車 税 の 減 免 申 請 を 承 認 し な い こ と と し ま し た か ら  
自 動 車 取 得 税 の 減 免 」

通知します。

を



「 自動車税環境性能の減免  
 次のとおり自動車税種別割の課税免除の承認申請を承認しないこととし  
 自動車税種別割の減免

ましたから通知します。 」

に、

税目	申請内容	減免申請額
自動車税		
自動車取得税		

を

申請内容	減免申請額
自動車税環境性能割	
自動車税種別割	

に、

「 自動車税の減免  
 申請期間 」

を

「 自動車税種別割  
 の減免申請期間 」

に、

「 (3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

を

「 (3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」とそれぞれ読み替えるものとします。 」

に改める。

第49号様式の2(3)中「、自動車取得税」を「（環境性能割・種別割）」に、

「自動車税 円  
 自動車取得税 円」を

「自動車税環境性能割 円  
 自動車税種別割 円」に、

「 (3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

を

(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「県税減免申請不承認通知書」とあるのは「減免申請不承認通知書」と、「自動車税（環境性能割・種別割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」とそれぞれ読み替えるものとします。

に改める。

第65号様式の2(1)を次のように改める。

第65号様式の 2(1) (第40条関係)

		管理番号	
法人の事業等変更申告書			
		年	月
		日	
富山県総合県税事務所長 殿 主たる事務所又は 事業所の所在地 _____ 電話番号 ( ____ ) 郵便番号 ( ____ ) 法人番号 _____ 法 人 名 _____ 代表者氏名 _____ ㊟			
次のとおり事業等に変更が生じたので、富山県税条例第62条第2 項の規定により申告します。			
変更年月日		年	月
登記年月日		年	月
区分	旧	新	
事業 年度 又は 連結 事業 年度	変更 初年 度	年 月 日から 年 月 日まで	
	平年 度	月 日から 月 日まで (箇月)	月 日から 月 日まで (箇月)
		月 日から 月 日まで (箇月)	月 日から 月 日まで (箇月)
法 人 名			
主たる事務 所又は事業 所の所在地			
代 表 者			
摘 要			

関与税理士名	電話番号 ( ____ )
--------	---------------

備考

- 1 登記を要する事項にあつては登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを、  
登記を要しない事項にあつては定款等又はこれらに準ずるものを添付す  
ること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出  
する場合にあつては、「法人名」欄には受託者名及び当該法人課税信託  
の名称を記入すること。

- 
- 3 「事業年度又は連結事業年度」、「法人名」、「主たる事務所又は事業所の所在地」又は「代表者」以外について変更があつたときは、「区分」欄に変更した事項を記載し、新旧対照すること。
  - 4 県外本店法人の県内の「主たる事務所又は事業所の所在地」の変更の申告の場合においては、その旨を「摘要」欄に記載すること。
-

第67号様式(1)の(表)中

年度 個人事業税領収済控 (公)

口座番号		加入者名			
県税	税目	納税者番号	所得事由	通番	納期限
	04				年 月 日

税 額		円
延滞金		円
計		円

領 収 日 付 印

(発行庁 富山県総合県税事務所) (収納店用)

を

年度 個人事業税領収済控 (公)

口座番号		加入者名			
県税	税目	納税者番号	所得事由	通番	納期限
	04				年 月 日

税 額		円
延滞金		円
計		円

様  
 領 収 日 付 印

(発行庁 富山県総合県税事務所) (収納店用)

に、

「たりしないでください。

を

口座番号	加入者名
------	------

「たりしないでください。

様

に、

口座番号	加入者名
------	------

「富山県総合県税事務所長 殿」を「富山県総合県税事務所長 様」に改める。

第67号様式(2)の(表)中

領 収 証

県税	税目	納税者番号	年度	所得事由	通番
	04				

税 額		円	随時分納期限
延滞金		円	年 月 日
計		円	

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印

を



(内 訳)	18歳未満	人	県が主催する協議会	人	維持管理	人
	70歳以上	人	福利厚生	人	従業員研修	人
	障害者	人	開場記念等	人	所属プロ等の利用	人
	国 体	人	競技会でのプロ利用	人	業務改善	人
	教育活動	人				

を

(内 訳)	ア 18歳未満	人	ア 県が主催する協議会	人	ア 維持管理	人
	イ 70歳以上	人	イ 福利厚生	人	イ 従業員研修	人
	ウ 障害者	人	ウ 開場記念等	人	ウ 所属プロ等(利用者の技術指導)	人
	エ 国 体	人	エ 競技会でのプロ利用	人	エ 所属プロ等(自己の技術向上)	人
	オ 教育活動	人			オ プロゴルファーの模範演技	人
				カ 業務改善	人	

に改める。

第90号様式の別紙3中

M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日
M・T・S・H 年 月 日

を

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

に改める。

M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日

第97号様式（表）中「富山県 県税事務所長 殿」を「富山県総合県税事務所長 殿」に、「M・T・S・H 年 月 日」を「\_\_\_\_\_年 月 日」に改め、

M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日

同様式（裏）中

を

に改める。



M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日

第97号様式の2(表)中「富山県 県税事務所長 殿」を

「富山県総合県税事務所長 殿」に、「M・T・S・H 年 月 日」を  
「\_\_\_\_\_年 月 日」に改め、

M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日

同様式(裏)中

を

に改める。

M・T・S・H 年 月 日	
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日
M・T・S・H 年 月 日	年 月 日

第99号様式中「自動車取得税修正申告書」を「自動車税（環境性能割）申告書」

に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に、「自動車取得税申告書提出年月日」を

「自動車税環境性能割申告書提出年月日」に、

「差引納付額	円	円	円	円				
特 例 措 置	低燃費自動車に 係る特例措置の適用	車両重量	エネルギー消費効率	貨物自動車（車両総重量 2.5トン以下）の場合		車両総重量	変速装置の方式	構造
	有	kg	km/l			kg	手動式・手動式以外	A・B

を

「差引納付額 円 円 円 円」

に、

「2 証紙は、裏面にはりつけること。」

を

「2 証紙は、裏面に貼り付けること。」

3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）申告書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）申告書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車税環境性能割申告書」とあるのは「軽自動車税環境性能割申告書」と、「中古車の初度登録年」とあるのは「中古車の初度検査年」とそれぞれ読み替えるものとします。

に改める。

第100号様式中「自動車取得税徴収猶予申告書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、「第125条第2項」を「第164条第2項」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に、

「自動車取得税申告書提出年月日	年 月 日
-----------------	-------

を

「自動車税環境性能割申告書提出年月日	年 月 日
--------------------	-------

に改め、同様式の備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 証する書類を添付してください。
- 2 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書」とあるのは「軽自動車（環境性能割）徴収猶予申告書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「地方税法第164条第2項」とあるのは「地方税法第458条第2項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車税環境性能割申告書」とあるのは「軽自動車税環境性能割申告書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第101号様式中「自動車取得税徴収猶予決定通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予決定通知書」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」とそれぞれ読み替えるものとします。

第101号様式の2中「自動車取得税徴収猶予不承認通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予不承認通知書」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合に

において、「自動車税（環境性能割）徴収猶予不承認通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）徴収猶予不承認通知書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 102号様式中「自動車取得税徴収猶予取消通知書」を「自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書」に、「第 125条第 4 項」を「第 164条第 4 項」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書」と、「地方税法第 164条第 4 項」とあるのは「地方税法第 458条第 4 項」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 103号様式中「自動車取得税還付申請書」を「自動車税（環境性能割）還付申請書」に、「第 125条第 6 項」を「第 164条第 6 項」に、「自動車取得税に」を「自動車税環境性能割に」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に、「自動車取得税申告書提出年月日」を「自動車税環境性能割申告書提出年月日」に改め、同様式の備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 証する書類を添付してください。
- 2 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）還付申告書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）還付申告書」と、「地方税法第 164条第 6 項」とあるのは「地方税法第 458条第 6 項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車税環境性能割申告書」とあるのは「軽自動車税環境性能割申告書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 104号様式中「自動車取得税免除承認申請書」を「自動車税（環境性能割）免除承認申請書」に、「第 126条第 1 項」を「第 165条第 1 項」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に改め、同様式の備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 証する書類を添付してください。

2 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において「自動車税（環境性能割）免除承認申請書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）免除承認申請書」と、「地方税法第 165 条第 1 項」とあるのは「地方税法第 459 条第 1 項」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替えるものとします。

第 105 号様式中「自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書」を「自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に、

「 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
4 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」とそれぞれ読み替えるものとします。」

に改める。

第 106 号様式を次のように改める。

第106号様式 (第53条関係)

↑ 2.2センチメートル



←

6.3センチメートル

→

第107号様式中「証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の」を削る。

第112号様式中「自動車取得税免除決定通知書」を「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、「登録（車両）番号」を「登録番号」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合において、「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）免除決定通知書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」とそれぞれ読み替えるものとします。

第113号様式中「自動車取得税の交付額の算定資料報告書」を「自動車税（環境性能割）の交付額の算定資料報告書」に、「第143条第1項」を「第177条の6第1項」に改める。

第134号様式(1) (表) 中「年度 自動車税納税通知書・納付書兼領収証書 ㊦」を

「年度 自動車税（種別割）納税通知書・納付書兼領収証書 ㊦」に、

「地方税法第145条及び富山県条例第137条の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。」を「地方税法第146条及び富山県条例第137条の2第1項の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。」に、

「下記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。」を「下記登録番号の自動車に係る自動車税について、現納義務者には、滞納がないことを証明します。」に、

「年度 自動車税領収済控 ㊦」を「年度 自動車税（種別割）領収済控 ㊦」に、

「年度 自動車税領収済通知書 ㊦」を「年度 自動車税（種別割）領収済通知書 ㊦」に、

「

51	09
----	----

」を「

--	--

」に改める。

第134号様式(2) (表) 中「年度 自動車税納税通知書」を「年度 自動車税（種別割）納税通知書」に、「地方税法第145条及び富山県条例第137条の規定により上記のとおり賦課しました。」を

「地方税法第146条及び富山県条例第137条の2第1項の規定により上記のとおり賦課しました。」に改める。

第134号様式(3) (表) 中「年度 自動車税領収済通知書 ㊦」を

「年度 自動車税（種別割）領収済通知書 ㊦」に、「

確認番号
------

」を「

確認番号
------

」に、

「年度 自動車税払込金受領証（金融機関用） ㊦」を「年度 自動車税（種別割）払込金受領証（金融機関用） ㊦」に、

「年度 自動車税納税通知書・納付書兼領収証書 ㊦」を

「年度 自動車税（種別割）納税通知書・納付書兼領収証書 ㊦」に、

「地方税法第145条及び富山県条例第137条の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。」を

「 地方税法第 143 条及び富山県条例第 137 条の 2 第 1 項の  
規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。」に、

「 上記登録番号の自動車に係る自動車  
税について、現納税義務者に滞納がない  
ことを証明します。」を「 上記登録番号の自動車に係る自動車  
税について、現納税義務者には、滞納  
がないことを証明します。」に改める。

第 136 号様式中「自動車税減免事由消滅申告書」を「自動車税（種別割）減免  
事由消滅申告書」に改める。

第 137 号様式(3)を次のように改める。

**第 137 号様式(3) 削除**

第 137 号様式(4)中

「自動車税・自動車取得税領収済証」を

「自動車税（種別割・環境性能割）領収済証」に、

「**種別割**」を「**種別割**」に、「下記の自動車税・自動車取得税について、領収済であることを証します。」を

「下記の自動車税（種別割・環境性能割）について、領収済であることを証します。」に、

「自動車取得税  
□□, □□□, □□□円

「自動車税環境性能割  
□□, □□□, □□□円

を に改め、同表に備考として次

自動車税  
□, □□□□, □□□円

自動車税種別割  
□, □□□□, □□□円

税額の合計  
□□, □□□□, □□□円」

税額の合計  
□□, □□□□, □□□円」

のように加える。

備考 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用します。この場合  
において、「自動車税（環境性能割・種別割）領収済証」とあるのは  
「軽自動車税（環境性能割）領収済証」と、「登録番号」とあるのは  
「車両番号」と、「自動車税（環境性能割・種別割）」とあるのは  
「軽自動車税（環境性能割）」と、「自動車税環境性能割」とあるの  
は「軽自動車税環境性能割」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 138 号様式中「自動車税課税免除事由消滅申告書」を「自動車税（種別割）  
課税免除事由消滅申告書」に改める。

**第 2 条** 富山県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 12 号様式(3) (表) 中 「年度 自動車税領収済通知書 **㊦**」を



「年度 自動車税(種別割)領収済通知書 ㊦」に、  
「年度 自動車税払込金  
受領証(金融機関射控) ㊦」を 「年度 自動車税(種別割)  
払込金受領証(金融機関射控) ㊦」に、  
「年度 自動車税督促状・納付書兼領収証書 ㊦」を  
「年度 自動車税(郵便)督促状・納付書兼領収証書 ㊦」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第12号様式(3)、第65号様式の2(1)、第67号様式(1)、第67号様式(2)、第79号様式(1)、第90号様式別紙1及び別紙3、第97号様式、第97号様式の2並びに第137号様式(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

